平成２４年（フ）第２７７号
福岡市博多区吉塚８丁目４番９号
債務者　梶原　　哲
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０５号
福岡市西区福重３丁目17番14―407号
債務者　目原加奈子（旧姓沖田）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１８号
福岡県筑紫野市二日市中央３丁目１番２号
債務者　河村　美間
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１９号
福岡県筑紫野市二日市中央３丁目１番２号
債務者　河村　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５７３号
福岡市西区今宿東３丁目33番１―102号
債務者　小島　道尚
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５７７号
福岡市東区蒲田１丁目14番１―203号
債務者　越智　三朗
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６０１号
福岡市南区弥永３丁目11番４号
債務者　小林　雅美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４４号
福岡市博多区相生町１丁目２番８―908号
債務者　馬場　克子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４５号
福岡県春日市昇町５丁目88番地エクセルガーデン201号
債務者　馬場　勇一
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８５号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田1179番地13
債務者　古賀　義史
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８６号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田1179番地13
債務者　古賀さおり
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３５号
福岡市中央区輝国１丁目12番１―5532号
債務者　深川　芳行
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３６号
福岡市東区西戸崎４丁目11番７号
債務者　安河内英子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３８号
福岡市東区多々良２丁目50番33号
債務者　坂東　一郎
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北３丁目11番16号
債務者　藤尾　亮太
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７８９号
福岡県福津市西福間１丁目５番23号
債務者　於保　修藏
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７９６号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3252番地１サンコート松ヶ本201号
債務者　板橋　紀友
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７９７号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石914番地１　マブハイ須恵中央201号
債務者　荒木　英治（旧姓金丸）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部